

令和5年2月22日

令和5年第2回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第 3 号	恵那市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について	5
議第 4 号	恵那市教育・発達支援センター条例の制定について	13
議第 5 号	恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部 改正について	17
議第 6 号	恵那市明智文化センター条例等の一部改正について	19
議第 7 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	21
議第 8 号	恵那市税条例等の一部改正について	23
議第 9 号	恵那市こども発達センター条例の一部改正について	27
議第 10 号	恵那市子ども・子育て会議条例の一部改正について	29
議第 11 号	恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	31
議第 12 号	恵那市住宅団地開発支援事業奨励金交付条例の一部改正につ いて	35
議第 13 号	恵那市コミュニティ消防センター条例の一部改正について	39
議第 14 号	恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について	41
議第 15 号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	45
議第 16 号	恵那市中山道広重美術館条例の一部改正について	49
議第 17 号	恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について	51
議第 18 号	財産の無償譲渡について	53
議第 19 号	市道路線の認定について	55
議第 20 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	57
議第 21 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	59
議第 22 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	61
議第 23 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	63
議第 24 号	令和 4 年度恵那市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議第 25 号	令和 4 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）	別冊

議第26号	令和4年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	・別冊
議第27号	令和4年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算(第2号)	…別冊
議第28号	令和4年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	別冊
議第29号	令和4年度恵那市下水道事業会計補正予算(第2号)	…別冊
議第30号	令和4年度恵那市病院事業会計補正予算(第3号)	…別冊
議第31号	令和4年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算 (第3号)	…別冊
議第32号	令和5年度恵那市一般会計予算	…別冊
議第33号	令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算	…別冊
議第34号	令和5年度恵那市介護保険事業特別会計予算	…別冊
議第35号	令和5年度恵那市遠山財産区特別会計予算	…別冊
議第36号	令和5年度恵那市上財産区特別会計予算	…別冊
議第37号	令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算	…別冊
議第38号	令和5年度恵那市水道事業会計予算	…別冊
議第39号	令和5年度恵那市下水道事業会計予算	…別冊
議第40号	令和5年度恵那市病院事業会計予算	…別冊
議第41号	令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算	…別冊

議第 3号

恵那市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について

恵那市死者の情報の取扱いに関する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

死者に関する情報の開示請求など所要の事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市死者の情報の取扱いに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、死者の情報の開示を求める者の権利を明らかにするとともに、死者の情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、遺族の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 死者情報 死者に関する情報（当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者識別符号を除く。）をいう。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

イ 死者識別符号が含まれるもの

(2) 死者識別符号 生前に存在していた個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号のうち、当該個人の死亡後になお市が保有するものをいう。

(3) 保有死者情報 実施機関が保有している死者情報をいう。ただし、公文書（恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「情報公開条例」という。）に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 実施機関 市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、財産区及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、保有死者情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮の上取り扱わなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年

法律第 162 号) 第 43 条第 1 項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。ただし、議会の議員を除く。以下同じ。) 又は職員であつた者は、職務に関して知り得た保有死者情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示を受けた者の責務)

第 4 条 この条例により保有死者情報の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に取り扱わなければならない。

(開示請求に係る取扱い)

第 5 条 実施機関は、次の各号に掲げる者から保有死者情報に係る開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める情報を開示することができる。

(1) 死者が死亡した時点における死者の親権者 当該死者を本人とする情報

(2) 死者が死亡した時点における死者の配偶者(届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子及び父母(前号に該当する者を除く。) 当該死者の死亡に関する情報、慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死亡に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 5 編第 2 章で定める相続人をいう。前 2 号に該当する者を除く。) 被相続人である死者から相続を原因として取得した財産、不法行為による損害賠償請求権その他の権利義務に関する情報

(4) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人 保有死者情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る保有死者情報を利用し、かつ、当該保有死者情報を利用することについて相当な理由があると認められる情報

2 前項各号に掲げる開示請求ができる者(以下「開示請求対象者」という。)のうち、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該開示請求対象者(未成年者及び成年被後見人を除く。)の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって同項の規定による開示の請求をすることができる。この場合において、開示請求をしようとする者は、規則等で定めるところにより、当該開示請求対象者の代理人であることを示す書類を提出しな

ければならない。

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、請求の対象となっている保有死者情報が次のいずれかに該当するときは、当該情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 情報公開条例第7条各号のいずれかに該当するとき（同項第2号については同号中「個人」を「開示請求の対象となる死者以外の個人」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。）。

(2) 死者の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する保有死者情報であって、開示することにより、著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(3) 前項の規定により代理人が代わって開示請求をした場合において、開示することが開示請求対象者の利益に反すると認められるとき。

(部分開示)

第6条 実施機関は、開示請求の対象となる保有死者情報に前条第3項各号の規定による開示しないことができる保有死者情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求をしようとする者（代理人を含む。以下同じ。）に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除くことにより開示請求の趣旨が損なわれると認められるときは、この限りでない。

(保有死者情報の存否に関する情報)

第7条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報が存在しているかどうかを答えるだけで、非開示情報を公開することとなるときは、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第8条 開示請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有死者情報に関する実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条において「開示請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が規則等で定める場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 開示請求に係る保有死者情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有死者情報を特定するに足りる事項

(3) 保有死者情報の開示の方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他実施機関が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、規則等で定めるところにより、開示請求対象者と開示請求に係る死者との関係その他の当該請求が第5条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を提出しなければならない。
- 3 第1項の開示請求が、第5条第2項の規定によるものであるときは、開示請求をしようとする者は、規則等で定めるところにより、請求の対象となる開示請求対象者の代理人であることを証する書類を提出しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の決定)

第9条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部を開示するときは、開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。ただし、実施機関が規則等で定める場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、第6条の規定により、開示請求に係る保有死者情報の一部を開示するときは、部分開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部を開示しないとき（第7条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有死者情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。
- 4 前2項の規定による決定をしたときは、前2項に規定する書面に、その理由を記さなければならない。
- 5 第1項から第3項までの決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 6 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等

をすることができないときは、当該期間を 60 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 10 条 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、あらかじめ当該第三者に対しその旨を書面により通知し、意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定等をするときは、開示決定等の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定等の後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定等をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第 11 条 実施機関は、保有死者情報の開示をする旨の決定をしたときは、文書、図面又は写真（第 3 項及び次条第 2 項において「文書等」という。）については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴に供することにより、電磁的記録（情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則等で定める方法により、開示請求者に対し当該保有死者情報の開示をするものとする。

2 保有死者情報の開示は、実施機関が第 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、保有死者情報の開示に当たり、文書等の閲覧をさせることにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、保有死者情報の部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該文書等の写しにより保有死者情報の開示をすることができる。

(費用負担)

第 12 条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 保有死者情報の開示に当たり、文書等の写しの交付（開示される保有死者情報が電磁的記録に記録されている場合において規則等で定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有死者情報の開示を受ける者（第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる者を除く。）は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。
- 3 市長は、開示請求を受けた場合において、前項の規定により当該請求に係る費用を負担する開示請求者（代理人を除く。）に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則等で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 13 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に関する審査会への諮問）

第 14 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、恵那市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年恵那市条例第 40 号。以下「審査会条例」という。）第 2 条に規定する恵那市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有死者情報の全部を開示することとする場合（当該保有死者情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 実施機関は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）
 - (2) 開示請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有死者情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(他の法令等との調整)

第15条 実施機関は、他の法令等の規定による保有死者情報の開示については、この条例を適用しないものとする。

2 他の法令等により、開示の対象となる保有死者情報の閲覧又は縦覧に関する手続が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

3 前2項に掲げるもののほか、開示請求に係る取扱いについては、この条例によるものとし、情報公開条例の規定は適用しないものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審査会条例の一部改正)

2 審査会条例の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 恵那市死者の情報の取扱いに関する条例（令和 年恵那市条例第 号）第14条の規定による諮問に応じ、開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

第15条中「第4条第4号」を「第4条第5号」とする。

議第 4 号

恵那市教育・発達支援センター条例の制定について

恵那市教育・発達支援センター条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市教育・発達支援センターを設置するため、この条例を定める。

恵那市教育・発達支援センター条例

(設置)

第1条 学校、家庭及び社会における教育への適切な支援並びに家庭訪問及び多様な場を活用した相談を実施することにより、本市における幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）への心身の発達支援、相談体制の充実及び教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、恵那市教育・発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵那市教育・発達支援センター	恵那市長島町正家一丁目3番地21

(施設)

第3条 センターに次の施設を置く。

- (1) 教育・発達相談室「あおば」（以下「相談室」という。）
- (2) 教育支援室「はなのき教室」及び「むつみ教室」（以下単に「教育支援室」という。）

(利用対象者)

第4条 センターの利用の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住所を有する児童等及び当該児童等の保護者とする。ただし、恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の利用対象者のうち、教育支援室の利用の対象となるものは、学校での生活（以下次条において「学校生活」という。）になじめない不登校又は不登校の傾向にある児童等であって、教育委員会が利用を認めるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童等及び当該児童等の保護者に対する教育相談に関する事業
- (2) 児童等の発達相談及び発達検査に関する事業
- (3) 学校生活になじめない児童等の学習及び体験に関する活動を援助し、

自主性、社会性及び集団への適応力の育成を図ることにより、当該学校生活への復帰に向けた支援及び多様で適切な教育機会を確保する事業

(4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条第 1 項に規定する教育上特別の支援を必要とする児童等に対し、学校と連携し、教育及び発達に関わる相談並びに学校訪問により、学校教育の支援を行う事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(職員)

第 6 条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5号

恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部改正について

恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法と重複して適用を受ける者を除外するため、この条例を定める。

恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例（平成 28 年恵那市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「設置者等」の次に「（第 4 条各号に掲げる者のうち、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下次条において「法」という。）の適用を受けるものを除く。）」を加える。

第 9 条中「管理責任者」の次に「のうち、法の適用を受けないもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6号

恵那市明智文化センター条例等の一部改正について

恵那市明智文化センター条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公共施設予約システムの導入に伴い、施設の使用料を後納できるよう所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市明智文化センター条例等の一部を改正する条例

(恵那市明智文化センター条例の一部改正)

第1条 恵那市明智文化センター条例(平成16年恵那市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、後納することができる。

(恵那市ふれあい会館吉良見条例の一部改正)

第2条 恵那市ふれあい会館吉良見条例(平成17年恵那市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、後納することができる。

(恵那市学校設置条例の一部改正)

第3条 恵那市学校設置条例(平成16年恵那市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、後納することができる。

(恵那市スポーツ施設条例の一部改正)

第4条 恵那市スポーツ施設条例(平成23年恵那市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、後納することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

議第 7号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額及び国民健康保険料の賦課限度額を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「488,000 円」に改める。

第 14 条の 6 の 12 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 18 条第 1 項第 2 号中「285,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「535,000 円」に改め、同条第 4 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 26 条第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る恵那市国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 14 条の 6 の 12 及び第 18 条の規定は、令和 5 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 8号

恵那市税条例等の一部改正について

恵那市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市税等における督促手数料を廃止するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例等の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年恵那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

恵那市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例

第1条中「第231条の3第2項」を「第231条の3第1項及び第2項」に、「督促手数料」を「督促」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

(恵那市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 恵那市国民健康保険条例（平成16年恵那市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

(恵那市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 恵那市後期高齢者医療に関する条例（平成20年恵那市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(恵那市介護保険条例の一部改正)

第5条 恵那市介護保険条例（平成16年恵那市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度以前の会計年度に属する債権に係る督促手数料については、第1条の規定による改正後の恵那市税条例、第2条の規定による改正後の恵那市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例、第3条の規定による改正後の恵那市国民健康保険条例、第4条の規定による改正後の恵那市後期高齢者医療に関する条例及び第5条の規定による改正後の恵那市介護保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 9号

恵那市こども発達センター条例の一部改正について

恵那市こども発達センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市こども発達センター・おひさまの利用定員を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市こども発達センター条例の一部を改正する条例

恵那市こども発達センター条例（平成 18 年恵那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「センターの」を「前条第 1 号及び第 2 号に規定する事業の 1 日当た

「
りの利用」に改め、同条の表中
「

定員
1 日の利用定員は 20 人とする
1 日の利用定員は 15 人とする

を
」

「

利用定員
20 人
10 人

に改める。
」

第 11 条第 1 項中「定める」を「規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第10号

恵那市子ども・子育て会議条例の一部改正について

恵那市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

恵那市子ども・子育て会議条例（平成 25 年恵那市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 1 号

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者に安全計画の策定を義務付けるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第 10 条第 3 項中「修了したもの」の次に「（放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から 2 年以内に修了を予定している者を含む。）」を加える。

第 13 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずる

よう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは、「周知するよう努めなければ」とする。

議第12号

恵那市住宅団地開発支援事業奨励金交付条例の一部改正について

恵那市住宅団地開発支援事業奨励金交付条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

奨励金の対象要件を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市住宅団地開発支援事業奨励金交付条例の一部を改正する条例

恵那市住宅団地開発支援事業奨励金交付条例（令和元年恵那市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び道路側溝、上水道施設又は下水道施設」を「、上水道施設、下水道施設、道路側溝、排水路及び調整池」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 開発行為の実施期間は、第7条第1項の交付決定の日から当該交付決定の日の属する年度の2月末日までとする。ただし、開発行為の性質上その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該交付決定の日の属する年度の翌年度の2月末日までとすることができる。

第5条に次の1項を加える。

- 2 奨励金の額の上限は、1件当たりにつき、次の各号に掲げる開発行為を行った区域（以下「開発区域」という。）の面積に係る区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 開発区域が1,000㎡以上6,000㎡未満の場合 1,000万円
- (2) 開発区域が6,000㎡以上10,000㎡未満の場合 2,000万円
- (3) 開発区域が10,000㎡以上の場合 3,000万円

別表道路及び道路側溝の項を次のように改める。

道路	市が帰属を受ける道路の工事に要した経費のうち、幅員6m以上の道路における舗装（表層及び路盤をいう。）に係るもの。	対象経費の額又は舗装した道路面積1㎡につき5,000円を乗じて得た額のうち、いずれか低い額に2分の1を乗じて得た額に、消費税額を加えた額
----	--	--

別表上水道施設の項中「開発区域内に整備し、及び」を削り、「金額」を「額」に改め、同表下水道施設の項中「開発区域内に整備し、及び」を削り、「金額」を「額」に、「220,000円」を「22万円」に改め、同表に次のように加える。

道路側溝	市が帰属を受ける道路側溝の工事に要した経費のうち、側溝（内壁	対象経費の額又は整備した側溝の延長1mにつき24,000円を乗じて得た額のうち、いずれか低い額に2分の
------	--------------------------------	---

	幅が30cm以上であつて、蓋付きのものに限り、集水ます及び屈折ますを含む。)の整備に係るもの。	1 を乗じて得た額に、消費税額を加えた額
排水路	市が帰属を受ける排水路の工事に要した経費	対象経費の額又は整備した排水路の延長 1 mにつき24,000円を乗じて得た額のうち、いずれか低い額に2分の1を乗じて得た額に、消費税額を加えた額
調整池	市が帰属を受ける調整池の工事に要した経費	対象経費の額に2分の1を乗じて得た額に、消費税額を加えた額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第13号

恵那市コミュニティ消防センター条例の一部改正について

恵那市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

笠置コミュニティ消防センターの名称及び位置を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

恵那市コミュニティ消防センター条例（平成 16 年恵那市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「若しくは」を「又は」に改める。

別表中「笠置コミュニティ消防センター」を「笠置・姫栗コミュニティ消防センター」に、「1335 番地 1」を「769 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第14号

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者に安全計画の策定を義務付けるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の

確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議第15号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の削除など所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年恵那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「に係る法第19条第1項第1号」を「に係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、同条第3項中「に係る法第19条第1項第2号又は第3号」を「に係る法第19条第2号又は第3号」に、「法第19条第1項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に、「必要な」を「必要の」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「指針及び」の次に「岐阜県」を加える。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「提供」を「並びに特定教育・保育の提供」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「に係る法第19条第1項第1号」を「に係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた

法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「法第19条第1項第1号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる」を「同号又は同条第2号に掲げる」に、「法第19条第1項第2号に掲げる」を「同条第2号に掲げる」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「している法第19条第1項第1号」を「している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「に係る法第19条第1項第1号」を「に係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「と、「法第19条第1項第1号」を「と、「同号」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「に係る法第19条第1項第3号」を「に係る法第19条第3号」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に改める。

第42条第4項第1号中「同法」の次に「附則」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「指針及び」の次に「岐阜県」を加える。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「前4項」を「前各項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議第16号

恵那市中山道広重美術館条例の一部改正について

恵那市中山道広重美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市中山道広重美術館条例の一部を改正する条例

恵那市中山道広重美術館条例（平成 16 年恵那市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第17号

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

監査委員の報酬の額を見直し、及び議会の議員のうちから選任された委員の報酬を加えるため、この条例を定める。

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年恵那市
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「非常勤のもの」の次に「（監査委員を除く。）」を加える。

別表中

監査委員	識見を有する者 のうちから選任 された委員	月額	37,000円	を
------	-----------------------------	----	---------	---

」

「

監査委員	識見を有する者 のうちから選任 された委員	月額	45,000円	に改める。
	議会の議員のう ちから選任され た委員		20,000円	

」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第18号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

建 物

所 在	構 造	床面積 (㎡)
恵那市串原5134番地5	軽量鉄骨・木造ス レート・亜鉛メッ キ鋼板ぶき平家建	49.40

2 譲渡する相手方 ※※※※※※※※※※※※

※※※※※※

※※※ ※※ ※※

3 譲渡する理由 消防器具庫の用途廃止に伴い、地権者に建物を無償譲渡する。

議第19号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

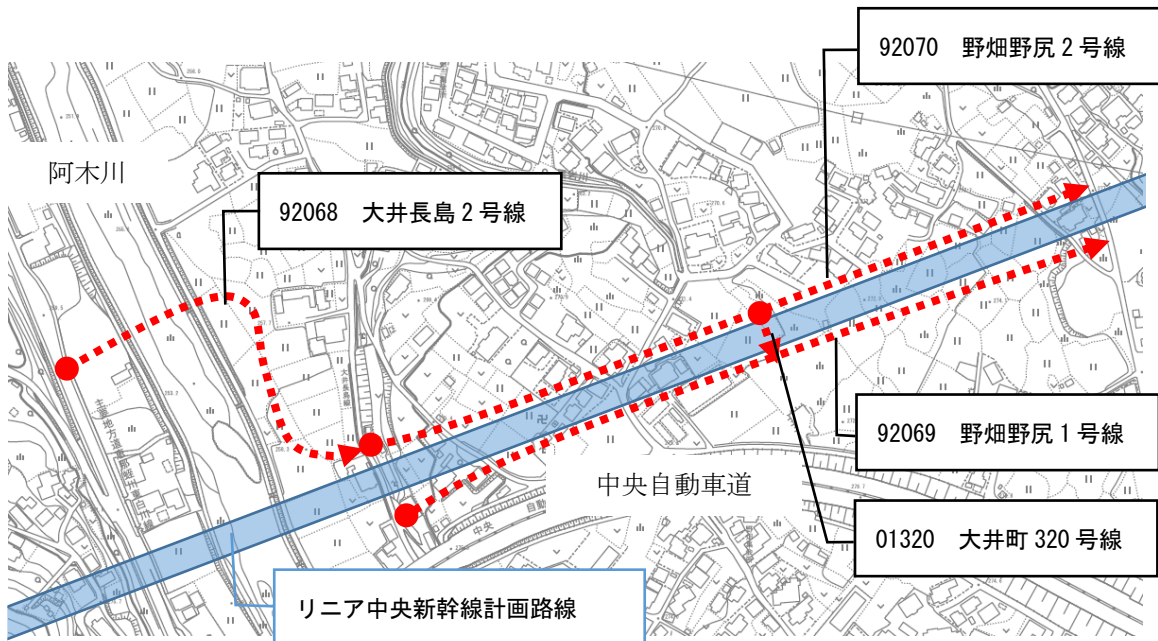
令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
92068	大井長島2号線	恵那市大井町字的ヶ屋敷	
		恵那市大井町字長島	
92069	野畑野尻1号線	恵那市大井町字野畑	
		恵那市大井町字野尻	
92070	野畑野尻2号線	恵那市大井町字野畑	
		恵那市大井町字野尻	
01320	大井町320号線	恵那市大井町字野尻	
		恵那市大井町字出堀	

市道路線の認定

- 市道路線番号 9 2 0 6 8 大井長島 2 号線
- 市道路線番号 9 2 0 6 9 野畑野尻 1 号線
- 市道路線番号 9 2 0 7 0 野畑野尻 2 号線
- 市道路線番号 0 1 3 2 0 大井町 3 2 0 号線



議第20号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 長谷川 俊彦
生年月日

（提案理由）

現委員である鈴木八枝子氏の任期満了に伴い、新たに長谷川俊彦氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第21号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 山口 宗春
生年月日

（提案理由）

現委員である後藤次哉氏の任期満了に伴い、新たに山口宗春氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 2 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 高津 典生
生年月日

（提案理由）

現委員である桜井正之氏の任期満了に伴い、新たに高津典生氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 2 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 平林 和美
生年月日

（提案理由）

現委員である堀昭芳氏の任期満了に伴い、新たに平林和美氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

